平成２５年（フ）第６号
岐阜県本巣郡北方町柱本南３丁目20番地
債務者　藥丸　　哲
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　則和
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６５号
静岡県富士宮市富士見ケ丘1146番地の１　メゾンド桂Ｄ棟、前住所静岡県富士宮市山宮968番地の17
債務者　若林　初代
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　朝男
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５号
千葉県柏市関場町５番32号
債務者　染谷　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　　翔
4　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月20日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９３３号
名古屋市北区若鶴町184番地　リベール若鶴Ｂ棟101号
債務者　田口　靖弘
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７８号
鹿児島市下伊敷１丁目43番２号コーポ種子田302号、申立時の住所鹿児島市下伊敷１丁目54番22号福丸ビル302号
債務者　豊田　　實
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
北海道虻田郡洞爺湖町青葉町33番地51　コーポヴェルフーユ201号、前住所北海道虻田郡洞爺湖町本町53番地２
債務者　近藤　　亨
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２号
山梨県甲府市住吉３丁目26番16号
債務者　伏見　直樹
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５７号
神戸市兵庫区荒田町１丁目19番１号
債務者　田井　英三
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５２号
高知県吾川郡いの町駅前町38番地１
債務者　重岡　孝一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　参田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６８号
秋田県横手市本郷町１番46号
債務者　髙橋　　望
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７号
函館市深堀町18番８号
債務者　中村　牧子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６２号
北海道二海郡八雲町宮園町111番地　松本アパート
債務者　祐川　隆志
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
函館市日吉町１丁目４番１号　西塚マンション103号
債務者　加賀谷　憲
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５１号
京都府福知山市土師新町１丁目242番地　おぎのマンション205号
債務者　藤原　将吾
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
沖縄県糸満市字糸満989番地の３
債務者　玉城　正枝
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６６３号
埼玉県川口市芝４丁目22番11号　加藤ハイツ202号、旧住所埼玉県川口市西青木５丁目５番４号　青木公園マンション306号
債務者　岩野　文清
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係